

令和2年10月14日

文化庁 ご担当者様

継続支援事業についてのご提案

演劇緊急支援プロジェクト

この度の継続支援事業に関わる皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。
私共、演劇緊急支援プロジェクトでは確認番号発行業務を担う統括団体や申請者から多くのご意見を集めました。第一期の完了と第二期の募集にあたり、以下についてご提案したく、何卒宜しく願い申し上げます。

1) 第一期の事業完了日の延長

個人申請（A-1、A-2）とトライアル公演などを予定しない団体申請（B、共同）について、事業完了日が10/31までとなっていますが、採択が遅かったことによる始動の遅れが多発しており、事業完了日を延長していただきたく存じます。

また、採択通知が遅れているために事業が進められず、また物品の購入等も採択を待っていたため、支払いが遅れて10月中の決済にならないものもあります。このため少なくとも11月決済まではお認めいただきたいと存じます。

この採択の遅れは、申請者の不備が多く差し戻し修正に時間が掛かったためとのことでしたが、当初より募集案内や申請手順をわかりやすくして欲しいという要望は殆ど聞き入れられず、またコールセンター、申請書のチェック体制などの脆弱性が大きな要因と考えられます。

事業完了日から活動内容を逆算して7月の1次募集に早々に申請した人ほど、この脆弱性のために採択に時間を要しており、後から申請した人に追い抜かれるという不公平感も生じています。

2) 第一期の統括団体の業務委託期間延長の指示

統括団体の「業務委託契約書」の第一条で、委託契約期間が「令和2年9月30日」までとなっていますが、「甲＝芸文振」の都合により委託期間を延長することがあるについて統括団体の各事務局の継続作業への明確な指示をお願いしたいと存じます。

3) 第一期の報告の簡略化

7月上旬に公示された募集において計上できる経費が2/26からにバックデートされたのは大変有り難いことですが、請求書、領収書、振込明細書などをセットにしないと計上が認められないため大きな労力を要しています。

10万円未満の消耗品で電子機器等を認めていただいたことも画期的であり活用している申請者もたいへん多いですが、プロユースの機器は10万円を超えるものも多く、それらについても何らかの方法で計上できるようにしていただきたく存じます。

感染防止によるスタジオに集まらない形式の収録、配信など自宅で作業するために必要な機材を揃える必要に迫られているためです。

4) 事業の内容変更に伴う再申請を可能に

募集開始時点での予想より感染症の減少傾向が鈍化していること、助成金採択通知が遅れていることなどから、予定していた事業スケジュールが後にずれたりキャンセルしたりせざるを得ない状況にあり、相当数が申請済み事業の内容変更にも迫られています。このため10月以降の第二期募集にも、今現在の状況に合わせた再度の申請を認めていただきたく存じます。

また、コロナ対策費については複数回の申請を認めていただきたく存じます。

5) 概算払いの上限撤廃

A-2、共同申請の個人に対しての概算払い上限が20万円となっておりますが、A-1、Bと同じく採択額の50%としていただきたく存じます。上限150万円の事業を20万円で運用するためには無理が大きく、消費者金融から借りる例も見受けられますが、事業完了の報告書提出後、どのくらいの期間で残金が振り込まれるかわからず、利子を払い続けるのが難しいとの理由で申請を見送っている方も多くあります。

6) 統括団体による窓口・PR業務の申請

文化庁、芸文振発信の申請・精算マニュアル動画の配信等と同時に、各統括団体独自の窓口作業も既に発生しているため、宣伝、情報拡散、窓口作業のための事務費を本助成金として申請できるよう認めていただけますと有難く存じます。

7) 交通費の申請について

当初の募集案内に載っていない交通費の運賃やタクシー代に関して、実績報告書にある明細書に申請時から記入して提出するよう求められていますが、申請者としてはこれらは精算時に提出すべき書類ではないかと認識しています。少なくとも第一次の申請から全員に提出を求めてはならず、この点で書類不備と判断されて差戻しになり採択が遅れる例が頻発し、不公平感が生じています。

文化庁の継続支援事業事務局ホームページの資料ダウンロードのコーナーでも、申請時の書類ではなく実績報告時の書類の中に交通費の明細書が含まれているため、申請時に必要なものとは思えません。

以上、ご検討いただけますよう宜しくお願い申し上げます。